

美里町スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案）

美里町スポーツ施設条例(平成25年美里町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条第6号中「保育所等」を「保育所」に、「教育目的」を「保育又は教育の目的」に改め、同条7号中「町長が必要と認めるとき」を「規則で定めるもの」に改める。

別表を次のように改める。

区分					単位	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	
トレーニングセンター	第一競技場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1 時間	250 円	500 円
					一般	1 時間	400 円	800 円
				その他の催しに使用する場合	1 時間	600 円	1,500 円	
			入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1 時間	1,200 円	3,000 円
		その他の催しに使用する場合		営利を目的としない	1 時間	4,000 円	10,000 円	
				営利を目的とする	1 時間	32,000 円	80,000 円	
			放送設備一式		1 時間	100 円	100 円	
			電光採点板一式		1 時間	150 円	150 円	
			フロアシート一式		1 時間	200 円	200 円	
			個人使用	高校生以下			1 人 1 回 (4 時間まで)	50 円
		一般			1 人 1 回 (4 時間まで)	100 円	100 円	
		第二競技場	柔道場			1 時間	150 円	400 円
			剣道場			1 時間	150 円	400 円
	弓道場			1 時間	150 円	400 円		

		トレーニング室（会議用）			1時間	100円	100円
		研修室			1時間	100円	100円
		スリーオンスリーコート	高校生以下		1時間	100円	250円
			一般		1時間	150円	400円
南郷体育館	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	250円	500円
				一般	1時間	400円	800円
			その他の催しに使用する場合		1時間	600円	1,500円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	1,200円	3,000円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	3,000円	7,500円	
			営利を目的とする	1時間	24,000円	60,000円	
	放送設備一式		1時間	100円	100円		
個人使用	高校生以下		1人1回 (4時間まで)	50円	50円		
	一般		1人1回 (4時間まで)	100円	100円		
素山野球場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	300円	
				一般	1時間	600円	
			その他の催しに使用する場合		1時間	2,100円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	2,100円		
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	4,000円		
営利を目的とする	1時間		10,000円				

南郷球場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	500円	
				一般	1時間	1,000円	
			その他の催しに使用する場合		1時間	3,000円	
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	3,000円	
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	6,000円	
				営利を目的とする	1時間	15,000円	
		放送設備一式			1時間	100円	
スコアボード一式			1時間	100円			
牛飼テニスコート	テニスコート		高校生以下	1面 1時間	150円		
			一般	1面 1時間	200円		
	照明		1時間	300円			
南郷テニスコート	テニスコート		高校生以下	1面 1時間	100円		
			一般	1面 1時間	150円		
	照明		1時間	250円			
スイミングセンター	個人使用	普通券	幼児(3歳以上)	1人1回	100円		
			小・中学生	1人1回	300円		
			高校生 60歳以上	1人1回	400円		
			大人	1人1回	600円		
			回数券	幼児(3歳以上)	1人11回	1,000円	
		小・中学生	1人11回	3,000円			
		高校生 60歳以上	1人11回	4,000円			
		大人	1人11回	6,000円			
		定期券		1人3月間	8,000円		

				1人6月間	15,000円		
	団体貸切使用	25メートルプール	中学生以下	1コース 1時間	600円		
			高校生	1コース 1時間	800円		
			60歳以上	1コース 1時間	1,200円		
			大人	1コース 1時間	200円		
		定期券の者だけで構成される団体	1コース 1時間				
南郷運動場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	100円	
				一般	1時間	250円	
				その他の催しに使用する場合	1時間	1,600円	
			入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	1,600円	
				その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	2,700円
					営利を目的とする	1時間	5,400円
			照明		1時間	1,400円	
地区運動場及び運動公園	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	800円			
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	1,300円		
			営利を目的とする	1時間	2,700円		

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料を徴収する場合」の入場料とは、入場料、観覧料その他これらに類する料金で入場者が使用者に支払うものをいう。「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 「営利を目的とする」とは、経済的な利益を得ることを目的とする場合をいい、「営利を目的としない」とは、それ以外の場合をいう。

- 4 トレーニングセンター第1競技場の2分の1若しくは4分の1又は南郷体育館アリーナの2分の1を使用する場合には、使用する範囲に応じて当該使用料の2分の1又は4分の1に相当する額とする。ただし、算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てるものとする。
- 5 スイミングセンターの個人使用における普通券の1回の使用とは、スイミングセンターに入館してから退出するまでの使用をいう。
- 6 スイミングセンターの個人使用における定期券とは、3月間又は6月間の期間内に繰り返しスイミングセンターの施設を使用できる使用券のことをいう。
- 7 スイミングセンターの団体貸切使用における団体使用とは、登録した団体（2人以上の者で構成されるもの）が25メートルプールの1つのコースを貸切りで使用する場合はいう。
- 8 スイミングセンターの60歳以上とは、スイミングセンターの施設を使用する日において満60歳以上の者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。